瑞穂市監査委員告示第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和２年９月３日

瑞穂市監査委員　堀　　廉

瑞穂市監査委員　杉原克己

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
行政監査 R2.1.11～ R2.2.12	ホームページ	（1）研修について		改善進行中	現在の研修は、各課のホームページ委員と希望者を対象に行っている。今後は、新規採用者に対しても参加を勧奨する。アンケートは今年度の研修から実施予定。	総合政策課
		意見	研修は、職員のホームページに関する操作習得及び資質の向上に繋がることから、今後は、瑞穂市公式ホームページ研修については、新規採用職員に対し参加を義務付けるなど、受講の促進を図り、各小中学校及びほづみ幼稚園においても、研修を実施していただきたい。 また、受講者にアンケート等を実施し、研修に関する意見等を把握することにより効果検証を行い、受講者の資質の向上等に努めていただきたい。	措置済	・各学校のホームページは、地域への情報発信を担う重要な手段であるため、作成に当たっては管理職等が担っており、定期的に研修に参加している。内容等に関しては、教頭会等を通して指導助言を適宜実施し、校内でも操作習得にかかわり研修した。	学校教育課
		（2）ウェブアクセシビリティ（高齢者や障がい者を含め、誰もがホームページ等から提供される情報や機能を支障なく利用できること）について		改善進行中	ガイドラインに基づき試験を行い、結果をホームページで12月中に公開することとした。	総合政策課
		結果	総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（以下「ガイドライン」という。）では、ウェブアクセシビリティの実現内容について、1年に1回、JIS X 8341-3:2016に基づく試験により確認し、結果をホームページ等で公開することとなっている。 総合政策課によると、ウェブアクセシビリティの試験を行うチェックツールの規格が2010規格から2016規格に変更された際、エラーとならなかったものがエラーとなっていたため、平成27年度以降の試験結果を公開していないとのことであるが、平成27年度から今年度までエラーの検証及び対処ができていないことは、事務処理が適切に行われておらず、処理を怠っていたと言わざるを得ない。今後は、ガイドラインに基づいて、試験結果をホームページ等で公開すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
行政監査 R2.1.11～ R2.2.12	ホームページ	(3)更新状況等について		改善進行中	ホームページの更新については、総合政策課に合議で決裁をしてもらいチェックするよう、広報連絡員に周知する。	総合政策課
		意見	総合政策課によると、瑞穂市公式ホームページは、更新状況・内容等のチェックついては、年度当初の広報連絡員会議にて各課のホームページが古くて更新されていないページがあればチェックするよう依頼をし、更新状況・内容等について基本的に各課でチェックされているとのことであるが、総合政策課は、広報及び公聴の事務を所掌していることから各課にチェック等を依頼することにとどまらず、更新状況・内容について確認及び指導を適宜行っていただきたい。 また、各担当課においても不正確な情報等を誤って発信しないよう適宜モニタリングを実施していただきたい。			
		意見	学校教育課によると、各小中学校ホームページは、各小中学校で更新状況・内容等はチェックし、学校教育課においてもチェックしているとのことであるが、監査委員事務局でチェックした際には、更新の古いもの等が35件あった。今後は、最新で正確な情報発信ができるよう、学校教育課において各小中学校のホームページ担当者に対する連絡調整等を行っていただきたい。	措置済	・各学校のホームページの活用状況については、定期的に学校教育課で確認し、タイムリーに情報発信ができるよう、内容・更新状況等について指導助言を行い、各学校にて更新を行うこととした。	学校教育課
		(4)パスワードについて		措置済	パスワードを更新しました。今後も年1回更新していきます。	総合政策課
		結果	ホームページのパスワードが更新されておらず、パスワードの漏洩による乗っ取り等のリスクが発生する可能性があるため、定期的なパスワードの更新をすべきである。	措置済	・ホームページのパスワード更新については、学校教育課が各学校に指導し、更新した。今後、定期的に確認する。	学校教育課
				措置済	ホームページのパスワードについては、保守管理業者と検討し、6ケ月に1回更新することとした。	瑞穂市図書館

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R2.2.12	総合政策課	(1)協定書について		措置済	平成29年10月1日付け「瑞穂市コミュニティバス運行協定書（以下、協定書という）」第6条に基づき、平成32（令和2）年度10月以降は、3箇月前までに申出した場合は、協定内容を見直すことができると解釈できます。これに基づき、必要に応じて見直しを図ります。 債務負担行為については、期限及び限度額を定めて、予算計上するもので、岐阜バスとの協定では期限については相手方との協議によって決まり、支払金額についても確定しておらず限度額も決められていないため、単年度の予算措置とします。	総合政策課
		結果	協定書とは、「実用日本標語辞典」によると、「当事者間の取り決めを記載した書類のこと。基本的には契約書と同義であるが、実用上は契約書にするほどでもない小さな事柄や、あるいは当初の契約書に盛り込まれなかったような事項について、別途協議して決定した事項などについて協定書という表現で取り交わされる場合がある。」とされている。 この定義に照らし合わせた場合、運行経費等の負担額を年度別（平成30年度、平成31年度、令和2年度以降）に定めた「瑞穂市コミュニティバス運行協定書」は、債務負担行為等の予算措置が必要であったはずであるが、総合政策課から明確な回答は得られなかった。 今後も岐阜バスとの協定を継続するようであるが、一社協定を含めて、協定のあり方を見直すべきである。			
		(2)負担金について		措置済	上限枠の撤廃は、これまで岐阜バスが負担していた事業費を本来負担すべき市で負担することにしたもので、本来のあるべき姿に変更したものです。その変更には、経過措置を盛り込み、市の財政負担を考慮した上で実施しています。また、国交省が発表している「乗合バス事業の収支状況について」において、「実車走行キロ当り収入・原価」を確認すると、岐阜バス事業者単価は、東海ブロックの基準単価と遜色なく、適正であると判断できます。 ●岐阜バス単価 30年度374.27円/km 29年度326.31円/km ●東海ブロック事業者単価 30年度384.71円/km 29年度371.96円/km	総合政策課
		意見	平成30年度の負担金は、前年度と比較して、路線再編等により33,952,000円（前年度比109.2%）増加していたが、事業者理由により上限枠を撤廃したことには疑問が残る。 事業者理由による負担増がどこまで適切であるか検討していただきたい。 また、負担金の算出には、事業者単価と走行距離が反映されているが、みずほバスの実質収支と比較できない以上、適正な金額であるか判断できない。 まずは総合政策課において、みずほバスに係る経費の適正性をあらゆる資料から検証していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R2.2.12	総合政策課	(3)目的・効果について 結果	平成30年度の年間利用者は、前年度比27.5%増加したものの、1人当たりの経費は前年度比51.4%増加しており、負担金の増加に見合うだけの利用者増に至っているとは言い難い。 みずほバスの料金（100円/回）は、路線バスに比べて低廉に設定されており、営利事業として収支均衡を図ることは困難であろうが、負担金の増加に見合う利用者の増加に結びつかなければ、負担金の増額に対して、費用対効果はおろか、市民の理解も得られない。 既にみずほバスが市民生活に定着している現状を踏まえ、市民から理解が得られるよう説明責任を果たすべきである。	措置済	平成25年度実施の監査報告でも回答しておりますが、ワンコインで乗車できる手軽さはみずほバスの売りの1つだと考えています。そのため、バス事業費の負担軽減のために、まずもって利用者増加による収入の増加を図るべきであると考えています。利用者確保のために以下のような取組を実施しました。 ・通学利用などが期待できる高校生に向けて4月・6月限定で、無料乗車サービスを実施しました。（通学での継続的なバス利用の促進や、その後のバス利用の習慣化が目的） ・瑞穂市社会福祉協議会の協力のもと、ふれあい福祉サロンにて、それぞれの地域に沿ったバス利用の具体的提案を行いました。 ・中学3年生に向けて、各高校ごとの最寄バス停やその路線バスの紹介したチラシの配布を行いました。 みずほバスの運行目的は、営業目的ではなく、公共サービスとしての運行です。みずほバスの料金については、高齢化社会への対応、環境問題への対応、まちづくりの観点、観光振興等による地域の活性化等の観点から、地域公共交通そのもののあり方についてその時々の状況を見据えつつ、継続的に検討し、弾力的な対応としていきます。	総合政策課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R2.2.12	総合政策課	(4)バス車両について		不（未）措置	協定書第3条により、車両自体の更新時は両者の協議によってどちらかが購入することになっています。これは、路線数を増やすのか維持するのか減らすのかなどの、その時々の実情に則した判断をすることとしているためです。一概に購入先を決めておくことは、きめ細やかなサービスを展開する上で障害となりえることをご理解ください。また、事故などの岐阜バスの責任において、使用不能になり購入が必要になる場合は、岐阜バスが車両購入となる旨を補足いたします。 また路線経路の検討については、バス車両や停留所、道路の状況を中心に考えるのではなく、あくまで地域住民の利便性を最優先に検討を行いたい。	総合政策課
		意見	バス車両の更新にあたり、瑞穂市の負担増はない見込みとのことであるが、事業者単価の算出根拠が確認できない以上、一概に判断できない。 更新費用の負担については、過去の決算審査において、廃車手数料を市が支出していたこともあり、明確にしておいていただきたい。 バスの使用区分については、路線に応じて使い分けているとのことであったが、みずほバスの年間平均走行距離は、ポンチョバスが中型バスの約1.5倍（中型①44,394km・中型②49,197km、ポンチョ①67,480km・ポンチョ②72,141km）となっている分、ポンチョバスの故障・廃車等のリスクが高まっていると考えられる。 今後は、停留所、道路の状況等も考慮して、全てのバス車両が走行可能となる路線の検討をしていただきたい。			
		(5)苦情等対応について		措置済	平成30年4月1日付け「瑞穂市コミュニティバス運行確認書」の5に基づき、岐阜バスから運行の変更、車両の故障、事故、天候不良等による運行休止については、その経過を速やかに報告を受けています。苦情の報告については、その内容について随時報告をもらうよう調整済です。 公式ホームページへの掲載は、ホームページ内の情報が多すぎるためにわかりにくいとの意見もあり、市民・利用者にとって本当に必要な情報を精査した上で、必要な情報のみ、掲載していきます。	総合政策課
		意見	瑞穂市と岐阜バスとの間では、事故、運休等の情報は共有できていたものの、苦情等の情報は一方通行であった。 総合政策課は、みずほバスを大切に育てていきたいと考えていることから、苦情等の情報も共有し、改善に繋げていただきたい。 また、瑞穂市公式ホームページへの掲載が充実していることから、市民のみずほバスに関する情報の関心も高く、市民から寄せられた情報についても掲載し、市民と情報共有していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R2.2.12	総合政策課	(6)名称・呼称について		改善進行中	名称を「みずほバス」に統一します。協定書については、次回更新のタイミングで修正します。	総合政策課
		意見	市民に「みずほバス」の愛称で親しまれている自主運行バスであるが、名称・呼称を使い分けることに、合理的な理由がない以上、複数の名称・呼称を使用することは、紛らわしく、呼び間違い、認識誤り等のリスクとなるので、望ましくない。 名称・呼称については、市民・議会・事業者・行政で共有できるよう、統一していただきたい。			
		(7)協定書及び負担金等について		措置済	みずほバス事業は、市と岐阜バスの協定によって、岐阜バスが路線バス事業として実施しています。その根拠して地域間幹線系統の実施計画に、みずほバス路線が明示されています。これはみずほバスが、岐阜バスが事業として実施する路線バス事業であることを国が認めていることを意味します。 左記の地方公共団体歳入歳出科目解説（㈱ぎょうせい）の解釈を踏まえて、岐阜バスが行う事業でありますが、地域住民の公共の福祉の向上と交通空白地帯の解消など、当市に一定の義務や責任があるため、負担金として支出します。また、路線バス（大野穂積線・安八穂積線）においては、加えて、「大野穂積線における沿線自治体の負担割合に関する協議書」、「安八穂積線における沿線自治体の負担割合に関する協議書」の中で、自治体間の負担割合が定められており、地方公共団体歳入歳出科目解説（㈱ぎょうせい）によれば、負担金として支払うことは妥当であると考えます。	総合政策課
		意見	路線バスへの財政支援は、瑞穂市第2次総合計画実施計画の中でも、公共交通の利便性向上の具体的な取組みとされており、路線バス撤退・廃線を防止し、地域公共交通網を維持するための必要不可欠なまちづくりの施策であることから、規則・要綱・規定等を整備して、その根拠を明確にすべきである。 負担金と補助金の区分については、地方公共団体歳入歳出科目解説（㈱ぎょうせい）によると、「参考までに国における補助金に関する規定について見ると、（中略）具体的には次のようになっており、地方公共団体も同様の範囲を補助金の節から支出することになると解される。①補助金は、相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するためあるいは奨励するために、財政的な援助として国が相当する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金②負担金は、相手方が行う事務や事業につき国も一定の義務あるいは責任があるので、その程度に応じて国が相当の反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金（後略）」とされている。 上記の解釈等を踏まえ、負担金と補助金の区分を再度整理していただきたい。 また、路線バスと鉄道との負担金・補助金区分についても整合性を図っていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R2.1.22	上水道課	(1)漏水調査について		措置済	平成31年度の有収率は80.11％と、平成30年度の77.61％から2.5％改善しました。 調査方法等の検証を行い、更なる有収率の向上に向け、効率的、効果的な漏水調査が実施できるよう取り組みを進めます。 平成31年度 調査対象：市内管路延長168km、戸数8,900 漏水箇所：89箇所 推定漏水量：358.2ℓ/分 有収率換算：2.4％ 修繕工事箇所実績（R2工事） 令和2年度 調査対象：市内管路延長183km、戸数8,290 （調査方法を見直し、布設年度H元年度以前を対象とした路面調音調査延長146km）	上水道課
		意見	有収率は、施設の稼動状態がそのまま収益につながっているかを示す業務指標である。 平成30年度の有収率は77.6％で平成24年度と比較すると3.1％減少し、漏水調査の大きな成果はみられない。 平成30年度から、漏水調査対象地区を2地区に分け、全ての管を漏水調査しているとのことであるが、漏水調査対象から最近の配水管拡張・改良工事分を除く等の漏水調査方法を見直すなど検討し、瑞穂市の目標値80.0％の達成に向けて、効率的、効果的な漏水調査をしていただきたい。			
		結果	漏水調査業務委託費に係る効果を検証するため、漏水調査業務委託報告書で「漏水防止効果」が報告されているのであるならば、漏水箇所報告に基づいて修繕したことによる有収率・経済効果等の効果検証をすべきである。	措置済	平成30年度 調査対象：市内管路延長165km、戸数8,400 漏水箇所：122箇所 推定漏水量：458.4ℓ/分 有収率換算：3.1％ ＜効果検証結果＞ 修繕実績（H31工事） 修繕工事箇所：114箇所 推定漏水量：443.1ℓ/分 有収率換算：2.9％	上水道課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R2.1.22	上水道課	(2)資金残高について 意見	経営戦略の「資金残高推移（見込）」によると、毎年度資金残高は減少し、令和9年度の資金残高は453,000,000円と見込まれ、平成27年度と比較すると881,000,000円減少することとなる。確かに経営戦略期間内において資金残高は0円とならない見込ではあるが、経営戦略の「管路の布設年度別延長」によると、今後において法定耐用年数（40年）を超える管が増加し、管路等の更新に係る投資が増加すると見込まれるため令和10年度以降は資金残高が0円となることが考えられる。また、将来的に人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、将来世代に過重な負担を強いることがないよう毎年度の資金残高等の状況を分析し料金改定等も含め投資額とバランスのとれた財源の確保を早急に検討していただきたい。	改善進行中	経営戦略（H29策定）では、今後、施設の更新需要が増加していくなかにおいても、安定した事業運営を持続する方針としており、管路更新においては、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、更新時期が集中することがないよう投資の平準化を図っていくこととしております。 資金管理においては、毎年の資金減少額に留意しつつ、投資計画の見直しを継続的に行い、資金枯渇の見通しが顕著になる前に、料金改定、企業債、一般会計からの繰入等財源確保策の検討を進めることとしています。 料金の改定に当たっては、更新需要の増加に伴う投資計画並びに料金収入の減少見込額を勘案し検討を進めます。	上水道課
		(3)水道料金減免について 結果	瑞穂市給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第26条第2項において「料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金減免申請書の提出をもって行う。（抜粋）」と規定されている。 水道料金の減免事由に該当する場合には、使用者からの水道料金減免申請書の提出を義務付けており、水道料金減免申請書の提出がないにもかかわらず水道料金を減免していたことは、施行規程に反している。 水道料金の減免について、水道料金を軽減又は免除する場合は、水道料金減免申請書の提出をもって減免すべきである。	措置済	料金等の軽減又は免除の申請は、「水道料金減免申請書」の提出をもって行うことになっており、市側が起因し発生した赤水による放水等が減免事由に該当する場合においても、水道料金減免申請書の提出を使用者に求め、これに基づき減免手続を実施することとしました。	上水道課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.12.24	穂積小学校 学校教育課 教育総務課	(1)消耗品購入について 結果	目視のみの在庫状況の確認では、何が不足しているのかすぐに確認できず、余分に購入する恐れがある。 いつ、何を購入したのか、また何が足りていないのか把握できるよう、消耗品の管理簿を作成すべきである。	不（未）措置	・在庫状況は目視であるが定期的に確認し、最低必要数のみを購入することとし、物品持出簿を用いて消耗品の管理を適切に行うこととした。	学校教育課
		結果	一つの単価が安価であっても、安易に特定の業者で購入せず、少しでも安価で購入できるようにすべきである。 穂積小学校に限らず、各小中学校で購入頻度の高い消耗品を洗い出し、教育委員会で取りまとめて契約し、支出の削減に努めるべきである。	改善進行中	・各小中学校で共通で使用している消耗品のうち、まとめて購入すべきものについては、教育委員会で単価契約を締結することを検討している。	学校教育課
		(2)予算流用について 意見	予算流用後に不用額を補正予算で減額していたことは、流用額の積算に問題があったと言わざるを得ない。 本来、予算の流用は、限定的な運用でやむを得ない場合に行うものである。 今後は、不用な流用は行わず、適切に予算を管理していただきたい。	措置済	・予算流用はやむを得ない場合のみ精査して実施し、適切な予算管理をすることを徹底した。	学校教育課
		(3)瑞穂市立小中学校管理規則について 結果	平成30年度8月時点の「監査結果の措置状況」では、夏季の諸帳簿点検の際にも、予算執行を適切に処理するよう指導を行うとの回答であったが、実態と異なっている。 なお、瑞穂市立小中学校管理規則第33条によると「校長は、予算の執行及び会計事務について監査を受けなければならない。」と規定されており、監査を実施していないことは、規則に反している。 今後は、教育委員会で予算執行及び会計事務を適切に指導し、監査を実施すべきである。	措置済	・各小中学校における夏季の諸帳簿点検の際に、予算執行及び会計事務についての指導を実施する。また、備品についても、備品台帳をもとに学校で点検を実施するとともに、夏季諸帳簿点検の際に学校教育課でも点検を実施し、適切に管理できるよう指導した。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.12.24	穂積小学校 学校教育課 教育総務課	(4)印刷機について		措置済	機器整備の計画と照らし合わせ、高額な備品については買取とするかリースとするのか、各学校の必要数と予算の平準化を総合的に判断し執行することとしています。	教育総務課
		意見	今回のリース契約は5年とのことだが、今年度リース契約に切り替えた理由について不明確であった。リース契約満了後は、再リースの可否等について検討する必要があるが、次回の更新時は、選定理由を明確に定めて判断していただきたい。 印刷機の更新については、穂積小学校のみならず、他の各小中学校もその都度契約内容を比較し、各小中学校に適した契約を結んでいただきたい。			
		(5)図書室について		措置済	・市内各小学校図書室経営にかかわって、図書整理員や図書担当教員が中心となって、購入する図書の選定を行い、子どもにとって必要な蔵書の充実を図っている。また、各種団体からの寄贈図書等もあり、蔵書数には、差はある。 長期休業日を活用し、図書整理員が中心となって、廃棄の基準に照らし合わせて廃棄の対象となる図書を決定し、順次更新し、原簿やラベルの確認も随時行うこととしている。	学校教育課
		意見	市内各小学校の図書室の蔵書数は、標準蔵書数を満たしているが、学級数で比較すると格差がある。 図書室では、児童及び教諭の利用に役立つ適切な資料を整備し、利用者の立場に立ち適切で優れた図書の選択に努め、蔵書の更新を行う必要がある。 学校図書館図書廃棄規準の一般規準では、「①形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書」、「②新しい学説や理論が採用されていない図書」、「③変色が著しい図書」、「④利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書」等が廃棄の対象となっている。 今後は、廃棄の規準に照らし合わせて図書の整備を行い、格差解消に向けて取り組んでいただきたい。 蔵書数の管理では、回答が異なっていた点から図書原簿やラベルを今一度確認していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
財政援助団体等監査（ふれあい公社）R元.11.22	ふれあい公社財務情報課	ふれあい公社について				
		(1) 立替払について		措置済	令和2年8月1日付け、立替払事務取扱要領を整備した。 個人所有のクレジットカード利用は立替払事務取扱要領で使用不可とした。	財務情報課
		結果	ふれあい公社会計処理規定（以下、「会計処理規定」という。）第24条第5項において、「支払は、原則として金融機関への振込によることとする。ただし、経理責任者、又は理事長がこれによりがたい場合として認めたときには、この限りでない。」と規定されている。 今回の中古パソコン代の支払について、経理責任者、又は理事長が金融機関への振込手続きができる事案にもかかわらず、正当な理由もなく立替払を認めており、管理監督が機能しておらず、会計処理規定に違反していると言わざるを得ない。ふれあい公社は、立替払の処理方法に関する規定が不十分であり、早急に規定等の整備をすべきである。 また、求人広告料の支払方法は、現金や振込によらず、クレジットカードでの支払に限定されているとのことである。そうであるならば、支払方法は、ふれあい公社のクレジットカードにより金融機関からの振込で対応すべきである。			
		(2) 小口現金について		措置済	令和2年8月1日付け、小口現金取扱要領を整備し、その取扱及び金額に制限を設けた。 消耗品等、小口購買や掛売不可の商店からの購入については小口現金取扱の範囲において従前どおり取引をおこなう。 購入物品の明細や、関連書類の保管については、指摘どおり適切に処理することを徹底した。	財務情報課
		結果	中古パソコン代、固定資産税等の支払は、金融機関への振込手続等ができるにもかかわらず、小口現金で処理し、コンビニで支払、又は代金引換等の現金での支払をしており、平成30年4月購入のパソコンにおいては、詳細な品番、台数が確認できる書類はなく、職員名義の領収書だけであった。また、平成31年1月購入のパソコンは、「納品書」「請求書」「領収書」は無く、確認できた書類は「保証書（台数の記載なし）」「宛名が無記入の引換金受領証（日付なし）」「購入台数・単価・メーカー・HDD・メモリの記載がある手書きメモ（ふれあい公社作成）」のみで、支払日の確認できる書類は無かった。 以上のように、金融機関への振込手続等ができる事案については、立替払の事案と同様に、会計処理規定に違反しており、安易に小口現金で処理すべき			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
財政援助団体等監査（ふれあい公社）R元.11.22	ふれあい公社財務情報課		ではない。 　また、購入したパソコンの納品書、注文書等の書類がなく、宛名が無記入の引換受領証等の確認書類に基づいて支出が行われたことは、架空取引、横領等のリスクにつながる恐れがある。今後は、納品書、請求書等の書類を確認し、会計処理規定に基づいた適切な出納処理をすべきである。			
		（3）物品の管理について 結果	会計処理規定第41条において、「管理責任者は、経費で支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準じて物品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければならない。」と規定され、第42条では「物品については、毎事業年度において1回以上物品台帳と現物の照合を行うものとする。」と規定されている。 　消耗什器備品、消耗品で取得したパソコン等が物品台帳を設けて管理及び整理が行われず、毎事業年度において1回以上物品台帳と現物の照合も行われていないことは、会計処理規定に違反している。 　物品の管理については、早急に物品台帳を作成し、管理及び整理するとともに、毎事業年度において1回以上物品台帳と現物の照合を行うべきである。	措置済	規定により、年1回以上台帳と照合し、監事による最終確認を行うこととした。	財務情報課
		（4）法人印、理事長印等について 結果	公印使用年月日、公印取扱者の確認印等の記録がなく、公印取扱規定等も整備されていない状態であることは、公印が不正に使用されるリスクがある。 　今後は、公印の不正使用防止のため公印規定等を整備していただき、公印の使用年月日、公印取扱者の確認印等の記録をすべきである。	措置済	令和2年8月1日付け、公印取扱規程を整備し、公印請求簿により公印使用記録を残すこととした。	財務情報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
財政援助団体等監査（ふれあい公社）R元.11.22	ふれあい公社財務情報課	(5)パソコンについて		措置済	指摘とおり、PCにワイヤー錠を施し、防塵等の対応は設置環境を改善した。	財務情報課
		結果	屋外設置のパソコンについて、屋根の下で管理はされているものの、屋外に設置されていることによる虫の侵入、粉塵、高温、多湿、結露等のさまざまな原因での故障が発生するリスクある。また、ワイヤー錠等のセキュリティ対策もされておらず盗難のリスクにさらされている。 今後は、パソコンの故障、盗難等の防止対策として、ワイヤー錠等でロックし、屋内で設置保管すべきである。			
		(6)評議員について		不（未）措置	評議員の交代については、本人からの辞任届によるものであり、通常は定款に定められた任期で交代している。	財務情報課
		意見	定款の第11条第1項において、「評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。」と定められている。 評議員の任期について、定款に任期が4年と定められているにもかかわらず、議会委員会構成の変更を理由に約1年で交代が行われ、変更登記に係る手数料費用も発生しており、今後は定款に定められた任期で交代できるよう検討していただきたい。			
		財務情報課について				
		(7)ふれあい公社の指導について		措置済	ふれあい公社の運営についての指導に関しては理事及び評議員が行っている。財務情報課は市として引き続き助言を行っていくため、規則の改正を行った。	財務情報課
		意見	瑞穂市行政組織規則第4条第1項によると、財務情報課は「ふれあい公社の指導に関すること。」が定められている。今回のふれあい公社への監査結果と意見を踏まえ、財務情報課としても適正な管理運営等について、積極的に指導していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ幼稚園 学校教育課 教育総務課	(1)幼稚園保育料について 結果	児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理は、瑞穂市児童手当事務処理規則に基づき、未納者に対して徴収することが可能である。 幼稚園の入園期間は最大3年間なので、未納者に対しては、支払い催告等早めの対応を行い、未納者の削減に努めるべきである。	措置済	・幼稚園保育料の未納者については、今年度支払催告を行い、今後も行っていく。児童手当からの申出徴収が可能な方には徴収を行う等の対応を行うこととした。	学校教育課
		意見	弁護士による徴収事務の業務委託は、徴収が担当課だけでは困難な案件に対して行われるものである。担当課で徴収事務を迅速かつ的確に実施することが収入未済額を増加させないことにつながるため、弁護士による滞納整理を待つのではなく法令等に基づいた事務を行っていただきたい。	措置済	・保育料の未納者について徴収を迅速に行うことができるように、今年度学校教育課にて支払い催告を行い、今後も行っていく。	学校教育課
		(2)幼稚園交通安全協力費について 結果	今年度の9月の終わりに今回の徴収漏れについて気付いたとのことだが、異動・休職等による事務引継ぎがうまく行われておらず、半年間徴収漏れについて確認できなかったことは、保護者・市民の信頼を失うことに繋がり、事務怠慢と言わざるを得ない。 また、収入未済額の増加は市の財政を悪化させる一因となることから非常に問題である。 今後は、事務引継ぎ等に対するマニュアル作成やチェック体制の見直しを行うべきである。	措置済	・年度当初に作成したバス利用者リストを幼稚園・学校教育課の両課で共有し、徴収に関する処理の確認も含め、両課でチェックする体制とした。	学校教育課
		結果	徴収根拠のない幼稚園交通安全協力費をバス利用の園児の保護者のみ雑入として徴収し、施設管理費に財源充当することは、違法・不当とまでは言えないものの、幼稚園運営上、著しく公平性に欠けており、本来の目的を逸脱していると言わざるを得ない。 今後は、幼稚園運営を適切に行うためにも、幼稚園交通安全協力費の使途や徴収根拠を明確にすべきである。	改善進行中	幼稚園交通安全協力費の在り方については、今後、幼稚園の運営とバスの運行方法含め、総合的に検討していく。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ幼稚園 学校教育課 教育総務課	(3)旅費について 意見	瑞穂市職員服務規程では、軽易な事項については、出張命令者の承認を得て口頭で復命することができるとされているが、今回の場合、岐阜県内の総会や研修会であることや、休日時間外であることから、出張命令者は文書で報告を求めていただきたい。 また、幼稚園には幼稚園バスしかなく、移動に使える公用車がないため、自家用車で現地に向かうことが多くなるが、近隣地であれば一度職場で集合し、市役所の公用車の使用を検討していただきたい。	措置済	・岐阜県内外の出張にかかわっては、文書で報告を行っている。 幼稚園には、公用車がないため、複数の職員で県内に出張するときには、一度職場に集合し、乗り合わせていくように指導した。	学校教育課
		(4)ピアノについて 意見	ピアノの調律については、他の業者からも可能である。また、請求書の分割については、請書の作成を省略するために行われていたと言わざるを得ない。 瑞穂市の保育所では、担当課が複数社見積もりを徴取しているので、幼稚園も同様に担当課で幼稚園・小学校・中学校分をまとめて見積もりを徴取し、経費削減に努めていただきたい。	措置済	・ピアノの調律については、園・学校の実施時期を把握した。適切な時期に学校教育課にてまとめて見積もりを徴取し、契約することとした。	学校教育課
		(5)備品管理について 意見	運動器具は破損した場合、怪我につながることから、使用可能で判断すべきではなく、園児への安全配慮を優先すべきである。 園児への安全配慮と予算の積算方法については改めて見直していただきたい。 そして、他の備品も含め、遊具の設置台数については改めて確認していただきたい。	措置済	遊具については、毎年保守点検を業務委託しています。その中で使用に際し危険と指摘されたものについては、使用禁止にするなどの対策をしています。また、遊具の更新については各施設の設置状況などを斟酌し、撤去、改修しています。 遊具の設置台数についても確認しました。	教育総務課
		(6)施錠の記録簿について 意見	施錠の記録簿については早急に作成し、セキュリティ向上を図っていただきたい。 また、施錠の記録簿については平成30年度の別府保育所の定期監査で指摘したにもかかわらず、教育委員会の中で情報が共有されていなかった。担当課だけでなく、教育委員会全体で情報を共有していただきたい。	措置済	施錠の記録簿を作成し、記録しセキュリティ向上を図ることとした。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ幼稚園 学校教育課 教育総務課	(7)報償費について 意見	体操教室の報償費については、瑞穂市予算編成方針の基準額と一致していなかった。また、値上げした理由が消費税10%の改正によるものと適切な積算方法だったとは言い難い。 今後は、瑞穂市の基準額での依頼を検討していただきたい。	措置済	・報償費については、基準額での依頼を再確認し、適切に積算・執行することとした。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.10.31	学校教育課	（1）魅力ある学校づくりについて		改善進行中	・瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱から「魅力ある学校づくり推進事業補助」を削除する。	学校教育課
		結果	魅力ある学校づくり推進事業は、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱にまだ規定されており、廃止されているとは言えない。 補助事業「魅力ある学校づくり推進事業」が終了したのであるならば、同要綱から「魅力ある学校づくり推進事業補助」を削除すべきである。			
		意見	今年度も魅力ある学校づくり活動をしていくとのことであるが、それではただ補助事業ではなくなっただけである。また、平成31年度からは、活動に係る消耗品等を一般会計から支出することになるが、今までの経費が単純に上乗せされただけにすぎない。 今後は経費に対して児童・生徒への成果がどれほどのものなのか検証を行った上で、地域性を活かした活動をしていただきたい。	改善進行中	・魅力ある学校づくりの活動内容と効果を検証しながら、予算執行について検討する。	学校教育課
		（2）補助事業実績報告書について		改善進行中	・予算査定の際、積算資料(実績報告)や活動内容の費用対効果について各学校から学校教育課へ報告することとし、令和3年度予算積算時から実施する。	学校教育課
		結果	平成30年度までは、各小中学校から会計簿、収入金調書、支出金調書、活動内容が学校教育課に報告されてきた。平成31年度からは、消耗品等の物品について一般会計から支出されることになり、支出面については学校教育課で確認できるが、活動内容については確認できなくなる。 次年度予算の積算資料や活動内容の費用対効果を把握できなくなるため、担当課は各小中学校から、引き続き実績報告だけは求めるべきである。			
		（3）報償費・委託料について		改善進行中	・講師選定に際し、目的と報償費を鑑みて、適正に行うこととし、次回予算積算時から見直す。	学校教育課
		意見	瑞穂市予算編成方針の基準額と一致しない報償費は改めて検討し直していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.10.31	学校教育課	意見	今回の報償費については、旅費も含まれていたが、内訳が確認できるものがなかった。 今後は、内訳が確認できるよう、根拠となる資料等を作成していただきたい。	措置済	・報償費については、内訳が確認できるよう資料を作成することとした。	学校教育課
		結果	今回の随意契約の理由については、その前提となる講演テーマや講師の選定が重要である。 次年度以降の講演テーマや講師の選定については、しっかりとした理由をつけて精査すべきである。	改善進行中	・次年度以降は各校の予算を査定する際、講演会の目的、テーマ、講師の選定理由等から精査することとした。	学校教育課
		（4）予算積算について		改善進行中	・次年度予算積算時から。各小中学校の予算編成の際、積算根拠を明確にし、精査することとした。	学校教育課
		結果	担当課から積算していないと回答があったが、平成31年度の当初予算（魅力ある学校づくりに関連する予算）では、各小中学校で大きな開きがあった。 的確な積算に基づき予算編成を行わないと、不用額が極端に多額となり、効率的な予算配分の観点から適切ではない。 次年度以降の予算編成では、増額・減額する根拠を正確にできるよう、積算方法について見直すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.10.3	財務情報課	(1)基金及び市債残高について		不（未）措置	基金の残高については個々の金額と総額、市債については実質公債費率に注意しながら、健全な財政運営を引き続き行っていきたい。	財務情報課
		意見	基金、市債は市の資産、負債の一部であり、財政運営上、資産と負債の残高差が縮減されることが望ましい。 平成31年度は、資産の減少、負債の増加により残高差が増加するようであるが、基金残高と市債残高のバランスに絶えず注視し、堅実な財政運営が図られるよう、努力していただきたい。			
		(2)基金繰入れ及び市債借入れについて		不（未）措置	適正な財政運営に取り組む上で、地方債を発行する場合は、原則、交付税措置がある事業に限定するものとする。基金についても適正な繰入れを行う。	財務情報課
		意見	基金及び市債は、税収等の一般財源で支出を賄えない場合の臨時の財源であることから、安易に取り崩したり、借り入れたりすることのないよう、必要な時期に、最小限の額を収入していただきたい。 市債については、将来の市民にも負担を求めることから、特に財政上有利でないものは、費用対効果の観点から、将来の市民もその恩恵を享受できるかどうか、その適債性を見極めた上で借り入れていただきたい。			
		(3)基金積立て及び市債償還について		不（未）措置	財政調整基金については基金残高の目標値は令和2年3月末で25％であったが、6月末では18.3％となっている。また公共施設整備基金も減少しており、基金全体の残額を考えた上で繰上償還も検討していきたい。	財務情報課
		意見	財政調整基金積立ての目標値は、平成30年度末で21.1％であり、平成31年度10月末で24.9%、3月末で21.5%の見込みとなるが、例年減額となる3月補正予算では、財政調整基金繰入金の減額も考えられることから、決算剰余金を全額基金に積み立て、繰上償還を実施しないのは、費用対効果の観点から疑問である。 市場金利が低迷する中、基金積立てと市債繰上償還のどちらが有利かを総合的に判断していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.10.3	財務情報課	(4)基金の管理について 意見	基金の管理は、地方自治法第149条第1項第6号の規定による市長の権限に属する事務であり、会計管理者は、同法第170条第2項第1号及び第3号の規定により、現金及び有価証券の出納及び保管とされていることから、運用についても、財務情報課は積極的に関わるべきである。 また、公金管理委員会で意思決定するのであれば、そこで年度の課題を整理し、具体的な運営方針を定め、資金計画を策定するべきであり、それに基づき会計課は、基金の運用を図っていただきたい。今年度については、早急に議論していただきたい。 さらには、運用結果についても評価して、次に繋がるようPDCAサイクルを活用して、公金管理委員会が有効に機能するようにしていただきたい。	改善進行中	令和元年度、2年度でも債権を購入しているが、その都度、公金管理委員会を開催し、主に、購入金融機関、金融商品について協議し、購入前提となる安全な商品ということで国債及び地方債の購入を行っている。委員には副委員長に総務部長、委員に財務情報課長も含まれており、現在も協議に参加している。 資金計画については大型事業など財政計画が整ったものについて、今後検討していく。	財務情報課
		(5)基金の活用について 結果	財政状況が厳しくなる中、活用予定のない基金は、廃止・縮減を視野に入れて検討すべきである。 特に、地域振興基金は市制施行以来、全く活用されておらず、期限を決めて検討していただきたい。 果実運用の地域福祉基金は、市場金利が低迷する中、定期預金利息のみの運用では効果的とは言い難い。基金の目的を見直し、今後も果実運用するのであれば債権購入を検討していただきたい。 また、下水道事業対策基金、庁舎建設基金は事業が開始されるまで期間があることから、涵養財源として長期債券等での資金運用を図るべきである。	措置済	令和2年第1回議会定例会において、地域福祉基金及びふるさと農村活性化対策基金を運用基金から積立基金に条例改正を行い、今年度から繰入金として予算計上を行っている。 下水道事業対策基金、庁舎建設基金の運用については、財政計画とともに今後検討していきたい。	財務情報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.10.3	財務情報課	(6)臨時財政対策債について 意見	臨時財政対策債は、本来、地方交付税として交付されるべき額を、後年度の地方交付税でその元利償還金を100%補てんされるものとして地方が起こす赤字地方債である。地方交付税では、理論算入値で算定される為、実際の市債償還額と差異が生じるのは止むを得ないが、元利償還金が8年連続して全額算入されていないのは、借り方に問題があったものと推察する。 今後の市債発行については、繰上償還を優先させるより、より低利な借入れとなるよう、借り方を見直すべきである。 また、既に借り入れた分についても、より有利な条件となるよう、利率見直し、繰上償還等の努力をしていただきたい。	措置済	今年度の市債の発行については低金利な借り入れになるよう、国の財政融資資金や、地方公共団体金融機構資金の借り入れを行っている。 今後も理論算入値を見ながら借入先を検討していきたい。	財務情報課
		(7)財源充当について 意見	市債は、地方財政法第5条の規定に基づき発行することが可能であるが、その前段として、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。」とされていることから、特定目的基金である公共施設整備基金を市債の後に財源充当することは、疑問である。財源の充当順位について、今一度整理し、適正な順位で適切な金額を充当していただきたい。	不（未）措置	公共施設整備基金は特定目的基金であるが、使用目的を公共施設の幅広い用途に使用しており、第5条においても土木施設及び公共施設の建設事業費には地方債をもってその財源とすることができると規定されているため、適正な順位で充当していると考えている。	財務情報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 R元.10.3	財務情報課	(8)財政規律(内部統制)について		改善進行中	内部統制の財務リスクについては、今後検討していく。	財務情報課
		意見	平成30年度決算では、意見書には掲載しなかったものの、財政規律の緩みに繋がる稚拙な財政運営が財務情報課でも散見されており、今後は予算を管理する部署として、他課に範を示すとともに指導するよう改めていただきたい。 重大なリスクを引き起こす要因ともなる稚拙な財政運営は、大きなリスクであることを認識し、安易な判断は避け、誤った前例踏襲に惑わされることなく、今のやり方が適切であるかを絶えず意識して、財政規律を引き締めていただきたい。 令和2年度から施行される内部統制制度について、瑞穂市は努力義務団体ではあるが、国は3年後の見直しを示唆しており、いずれ整備する必要が出てくるので、今から対応方々準備をしていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
行政監査 H30.9.11～ H31.2.25	資金前渡事務	(8)事務処理について		措置済	・早めに事務処理を行うよう学校へ指導し、早期の処理を行うことができている。	学校教育課
		意見	はかり定期検査実施通知書の通知日から判断すると、資金前渡により現金を受領するための事務処理を行う十分な期間があったと言える。期日が近づいてから急いで事務を行うと、当然に事務の誤りが生じる可能性は高くなる。 職員には連絡事項として、窓口払による資金前渡は支払予定日の1週間前を締切とする旨アナウンスされている。今後は早めの事務処理を心掛けていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 H30.10.9	健康推進課	(1)がん検診について		改善進行中	新型コロナ感染症対策もあり、受診定員の削減や移動手段の配慮を行ったこともあり、1か所での検診の検討は保留としている。	健康推進課
		意見	同日検診は、受診率向上のための効率的・効果的な取り組みであり、総合センターでの実施は場所的に困難であることから、西部複合センターでの受診を、公共交通網を活用する等、積極的に推進していただきたい。 また、2か所での検診を、将来はどうするか、今から検討していただきたい。			
		(2)若年層健診（goodライフ健診）について		措置済	goodライフ健診及びセミナーの勧奨対象を「子育て期で受診機会のない女性」に絞り込み個人通知を行うと同時に、市立保育所にてポスターによる勧奨を実施している。また、セミナーは本健診受診者に限らず、職域健診受診者等の参加も勧奨している。セミナーにおける肥満・脂質・糖尿病の自己管理教育についても、データを経年で記録し変化を自覚できる教材を作成し活用を開始した。これらの取り組みは国保担当課である医療保険課と情報を共有し、協働している。	健康推進課
		意見	goodライフ健診は、受診機会のない個人の健康管理と、将来の医療費抑制に寄与する取り組みであるが、単年度限りの指導では効果も薄い。複数年かけて継続的に指導していただきたい。 また、肥満・脂質異常の解消は、食育、栄養管理、運動等の多方面に及び、担当課の取り組みだけでは限界があるので、関係各課・各団体と情報共有する等、横の繋がりを密にして医療費削減に向けた取り組みを推進していただきたい。			
		(3)妊婦健診について		改善進行中	妊婦歯科健診については、受診について「乳児全戸訪問」にて書面と聞き取りによるアンケート調査を開始することとした。集計結果を基に改善策を講じる。	健康推進課
		意見	妊婦健診は、妊婦・胎児の健康管理を充実させ、ハイリスク出産を予防し、安全・安心な出産に結び付ける上から推奨されており、それに伴う公費負担は、財政上、地方交付税措置が講じられていることから、初期からの妊婦健診の受診を周知啓発していただきたい。 妊婦歯科健診は、受診率が25.7%と低いものの、受診者の大半が要指導・要治療であった。歯は健康の原点であることから、受診率向上に向けて努力していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
随時監査（「瑞穂総合クラブ運営業務委託」） H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学習課	（4）会員登録システムについて		措置済	会員登録システムに存在する登録情報は、各講座の男女比・学年比といった受講者の傾向等の調査に活用し、申込みの少ない層をターゲットとした新規講座の検討等に役立てています。 なお、総合クラブの申込書に「提供いただいた個人情報は総合クラブ運営にのみ利用します」と明記されているため、他事業への利用ではなく、今後も総合クラブの特色ある講座づくりに役立てていきます。	生涯学習課
		意見	会員登録システムを用いて一層特色ある講座づくりを目指すとともに、登録情報を多面的に活用し、市の教育発展に役立てていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
財政援助団体等監査（瑞穂市体育協会）H30.10.31～H31.1.11	生涯学習課	(9)基金の活用について		不（未）措置	寄附金をもとに設置した基金であるため、寄付者の意向を聞きながら活用方法を決定していきます。	生涯学習課
		結果	瑞穂市基金条例には、設置の目的として「体育振興の財源に充てるため」と定められており、体育振興に必要な事務的経費であるので基金を活用できない理由にはならない。 他にも基金の活用も考えられたとの回答については、具体的にどのような事業に充てるか説明がなされず、基金の活用は考えていなかったと言わざるを得ない。 基金の設立経緯等も考慮の上、基金所管課と十分に協議し、適切な基金の活用を早急に検討すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
財政援助団体等監査（特定非営利活動法人Link－upみずほ）H30.5.31～H30.7.26	生涯学習課Link－upみずほ	生涯学習課について				
		(9)巣南公民館の使用料及び水道光熱費について		改善進行中	当該法人と協議の上、行政財産の目的外利用として使用料を徴収する方向で検討中です。 徴収時期および金額の算出方法については、今後双方で協議して決定します。	生涯学習課
		意見	巣南公民館の使用料や水道光熱費等の支払について、Link－upみずほからは真摯に受け止め対応するとの回答であった。 他団体の状況と上記Link－upみずほの意向を考慮し、今後の施設使用料や水道光熱費について前向きに検討していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容（R2.8時点）	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	(5)国際交流について		改善進行中	増加する外国人対策としての多文化共生とボランティア団体の活動との連携を視野に該当団体等と協議検討を行います。	市民協働安全課
		意見	現時点では、ボランティア団体「国際交流MIZUHO」が主催するウェルカムパーティの食糧費や京都へのバス借上料などへの支出に明確な根拠はない。 市が関与する必要性も含め当事業の有用性を検討し、明確な支出根拠を定め、国際交流を推し進めていただきたい。			